

令和2年度

一般廃棄物処理施設維持管理状況の情報の公表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、維持管理に関する情報を公開します。

施設名称 公立 中部上北最終処分場
 設置場所 青森県上北郡七戸町字鉢森平185番地4
 設置者名 中部上北広域事業組合 管理者 小 又 勉
 問合せ先 中部上北環境衛生管理事務所 TEL 0175-63-2336

設置又は変更の許可申請書等に記載すべき事項

一般廃棄物処理施設の設置の場所	青森県上北郡七戸町字鉢森平185番地4		
一般廃棄物処理施設の種類	ごみ処理施設(最終処分場)		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	昭和62年8月18日	受理書交付月日	昭和62年8月31日 許可番号 青環第642号
処 理 対 象 範 囲	七戸町、東北町		
処理対象廃棄物の種類	不燃ごみ、粗大ごみ		
埋立地の面積及び埋立容	30,337㎡	200,953㎡	(第1期、第2期分)
処理方式及び構造の概要	埋立方式	サンドイッチ工法	
	埋立地の構造	準好気性埋立地	
設 備 の 概 要	囲 い	ネットフェンス H=1.8m	
	表 示	「中部上北一般廃棄物最終処分場」の立札	
	地滑り防止又は沈下防止工	種子吹付工	
	廃棄物流出防止工	土堰堤 H=5.0m	
浸出液による汚染防止措置	遮水工	加硫系ゴムシート T=1.5m/m	
	集水設備	有孔ヒューム管Φ400 ℓ=135m ・ 有孔ヒューム管Φ200 ℓ=203.5m	
	浸出液処理設備	接触ばっ気方式 計画処理量 55㎡/日	
地表水流入防止工	U字型側溝-360B L=1396.4m		
外周仕切工	特になし		
腐食防止措置	特になし		
内部仕切工	特になし		
その他	ガス抜き設備の設置(堅型集排水設備兼用) VPΦ150(有孔)にふとん籠を組み合わせたもの		

当該一般廃棄物処理施設の維持管理状況に関する情報

1. 埋め立てた一般廃棄物の種類及び量 (前年度末埋立残容量 10,749 ㎡)

ごみ種類(単位:t)	令和2年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集粗大・不燃ごみ等	331.86	36.35	43.68	38.00	34.90	32.94	35.73	38.68	39.31	32.27			
一般搬入粗大・不燃ごみ等	1,265.17	146.70	122.56	152.78	132.70	123.95	97.31	143.57	189.17	156.43			
直接資源化等	△ 295.25	△ 36.56	△ 33.78	△ 34.15	△ 28.73	△ 14.91	△ 37.91	△ 37.85	△ 57.80	△ 13.56			
副産物(燃えがら等)	231.88	30.05	37.28	20.54	25.89	29.52	23.67	16.18	19.39	29.36			
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
合 計	1,533.66	176.54	169.74	177.17	164.76	171.50	118.80	160.58	190.07	204.50			

2. 最終処分基準省令第1条第2項の規定による点検に関する次に掲げる事項

点検項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁等	点検日	R2.4.22	R2.5.20	R2.6.16	R2.7.16	R2.8.20	R2.9.24	R2.10.22	R2.11.26	R2.12.15			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
調整池	点検日	R2.4.23	R2.5.21	R2.6.17	R2.7.17	R2.8.21	R2.9.25	R2.10.23	R2.11.27	R2.12.16			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
遮水工	点検日	R2.4.22	R2.5.20	R2.6.16	R2.7.16	R2.8.20	R2.9.24	R2.10.22	R2.11.26	R2.12.15			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			
浸出水処理設備	点検日	R2.4.17	R2.5.22	R2.6.18	R2.7.15	R2.8.12	R2.9.15	R2.10.15	R2.11.17	R2.12.8			
	点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			

異常があった場合の措置状況

異常があった点検項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	異常があると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容

3. 最終処分基準省令第1条第2項第10号及び第14号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府厚生省令第2号。以下「維持管理基準省令」という。)第1条第1号及び第3号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

